

試験に役立つ 公的年金制度の歴史

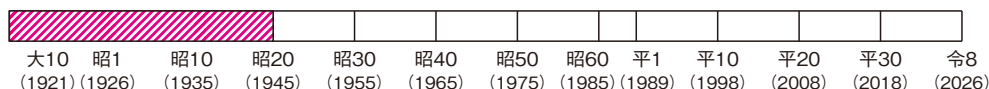
歴史を学ぶことは、正しい理解への第一歩です。戦前に始まり、時代の流れとともに様々な改正を経て現在に至る、我が国の公的年金制度の歴史を辿っていきます。

社会保険労務士
大河内 満博

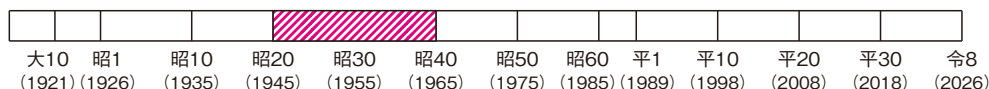
日本における公的年金制度の歴史を振り返り、現在ある国民年金法および厚生年金保険法の在り方を概説します。90年近い過去からの法制度の積み重ねにより成り立っている公的年金制度、それを歴史的観点から眺めてみることで、難解と思える国民年金法および厚生年金保険法の新たな一面に気づかされることでしょう。

目次

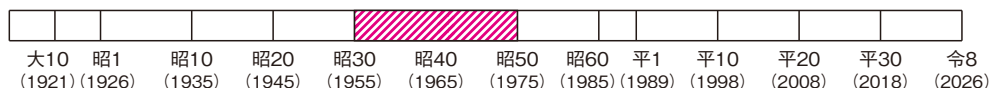
1. 公的年金制度の創設期 [明治・大正期～昭和10年代]



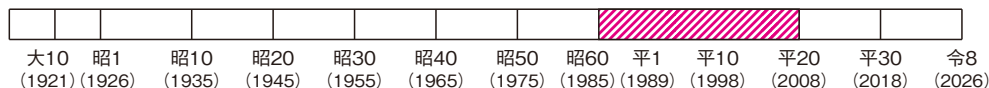
2. 国民皆年金制度の確立に向けて [昭和20年代～30年代]



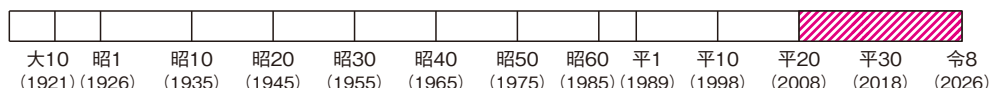
3. 高度経済成長期における公的年金制度 [昭和30年代～40年代]



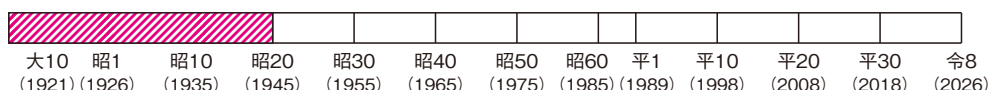
4. 史上最大の年金改革 (昭和60年) [昭和60年代～平成10年代]



5. 勤労者皆保険の新たな時代 [平成20年代～現在]



1. 公的年金制度の創設期 [明治・大正期～昭和10年代]



日本の公的年金制度がどのような時代背景により誕生したのかを見ていきます。社労士試験に出てくる船員保険法や厚生年金保険法などの誕生秘話をお楽しみください。

【この時期の主な出来事】

健康保険法の制定（大正11年） 恩給法の制定（大正12年） 旧国民健康保険法の制定（昭和13年） 職員健康保険法の制定（昭和14年） 船員保険法の制定（昭和14年） 労働者年金保険法の制定（昭和16年） 職員健康保険法を健康保険法に統合（昭和17年） 厚生年金保険法への改称（昭和19年）

(1) 公的年金制度創設前の状況（恩給制度等）

明治時代の初期には、陸軍軍人や海軍軍人、あるいは官吏（現在の公務員のことで）に対し、租税を財源として、退職・障害・遺族等の年金給付を支給する**恩給制度**が創設されていました。その後、公立学校の教職員、警察官などについても、老後の生活保障のための各種恩給制度が適用されるようになり、**大正12年**、**恩給法**として統合されました。

なお、恩給制度が適用されない官業労働者に対しては、専売、印刷、通信、運輸等の現業官庁に**官業共済組合**が設立され、現在の国家公務員共済組合等の原型となっています。

(2) 公的年金制度創設前の状況（民間企業における共済組合の設立）

一方、明治38年には、民間企業の鐘淵紡績株式会社が鐘紡共済組合を設立し、従業員への福利厚生のために、年金給付や医療給付を導入しました。

これが、民間企業における年金給付や医

療給付の本格的な始まりと言われ、その後、他の民間企業においても、共済組合の設立が普及していきます。この民間企業における共済組合が、現在ある**健康保険組合の先駆**になったと言われています。

*現在の**健康保険組合**に、傷病手当金付加金、出産手当金付加金、出産育児一時金付加金、高額療養費付加金などの**付加給付**が認められ（健保法53条）、保険料について**事業主の負担割合を増加**することができる（健保法162条）など、協会管掌健康保険に存在しない規定を有しているのは、健康保険法制定前の歴史的経緯があるからです。

(3) 民間労働者を対象とする日本で最初の公的年金制度（船員保険法）

大正11年に工場労働者を対象とした**健康保険法**、**昭和13年**に農業自営業者等を対象とした**旧国民健康保険法（昭和33年**に全面改正され、現行の国民健康保険法になっています）、**昭和14年**に事務職員を対象とした**職員健康保険法**（昭和17年健保法に統合）が制定され、公的医療保険制度の基礎作りが終わった日本は、戦時体制を拡大させていきます。

戦時体制を拡大するにあたり、海上輸送